

## 卷末資料① 第五次滋賀県環境総合計画の評価指標

記載内容については調整中

## 卷末資料② 滋賀県・琵琶湖の特徴

### 滋賀県の特徴

本県は日本列島のほぼ中央に位置し、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接しています。

面積は国土の総面積の約1%を占めており、中央には県土の総面積の約6分の1を占める、わが

国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良など1,000mを超える高い山々に囲まれています。

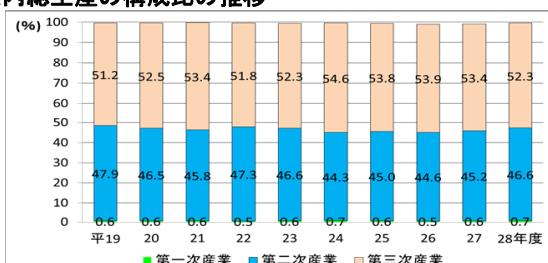
琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。

### ●産業構造

<商工政策課>

本県は全国有数の内陸工業県であり、県内総生産に占める第二次産業の割合は46.6%となっています。

### ◆県内総生産の構成比の推移



※県内総生産には「輸入品に課される税・関税」「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれるため、合計は100%とはなりません。

【出典：滋賀県統計課「平成28年度滋賀県民経済計算】

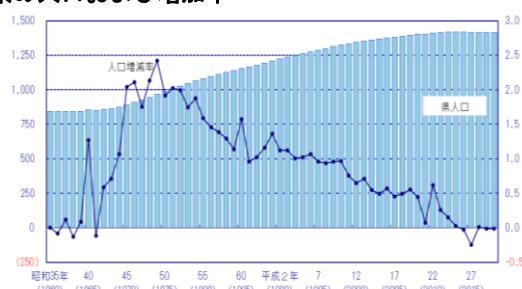
### ●人口の変化

<統計課>

平成30年(2018年)10月1日現在の県推計人口は1,412,881人です。

この1年間で75人(0.01%)減少しました。

### ◆本県の人口および増加率



### 琵琶湖の特徴

<環境政策課>

琵琶湖の最も狭くなったところに琵琶湖大橋があり、これより北側を北湖、南側を南湖といい、両者は様々な面で性格が異なっています。

琵琶湖には、大小約450本の河川が流れ込み、瀬田川と人工の琵琶湖疏水から流れ出します。計算上、湖の水が全部入れ替わるには約19年かかります。

琵琶湖は日本最古の湖でもあります。今の湖は100万年以上昔にでき始め、祖先となる湖を含めると440万年もの歴史をもつ世界有数の「古代湖」です。長い歴史と変化に富む環境をもつ琵琶湖は生物相が豊かで、約600種の動物と約500種の植物が生息し、ビワマスやセタシジミなどの固有種も多く見られます。

#### ■古代湖

例外的に寿命の長い湖で、多くの固有種が進化する場です。バイカル湖やタンガニイカ湖など、世界中で20ほどの湖が古代湖として知られています。

#### ■固有種

限られた地域・水域にしか分布しない生物のこと。琵琶湖は、日本でも抜きん出て固有種の多い湖で、60種以上が知られています。

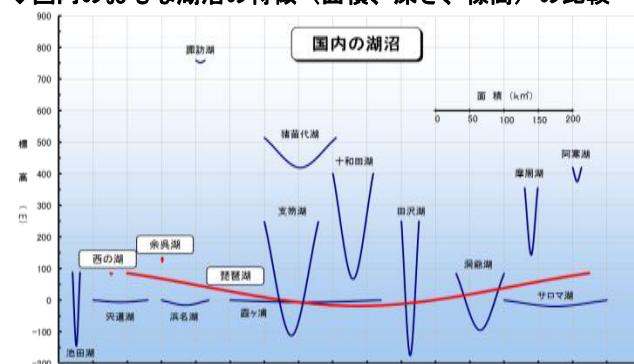
#### ◆琵琶湖の概要

琵琶湖の集水域	3,174km <sup>2</sup>
琵琶湖の面積(※)	669.26km <sup>2</sup> (北湖:南湖=618.0km <sup>2</sup> :50.7km <sup>2</sup> ≈12:1)
南北の延長	63.49km
最大幅	22.8km
最小幅	1.35km
周囲	235.20km
水深	最も深いところ 103.58m 平均の深さ 41.20m
貯水量	275億m <sup>3</sup> (北湖 273億m <sup>3</sup> 、南湖 2億m <sup>3</sup> )

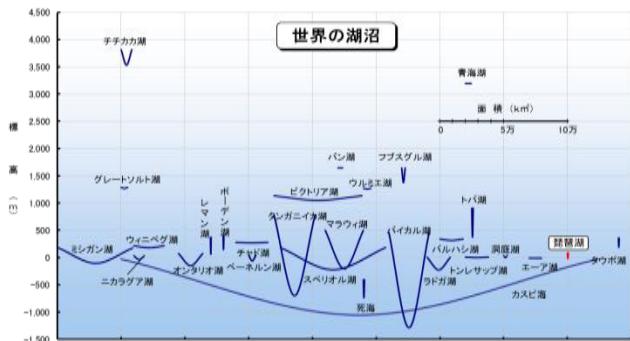
※総面積は、令和元年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)

の数値を引用。北湖と南湖の各面積は、GISデータ(琵琶湖環境科学研究センター)の数値を引用。

#### ◆国内のおもな湖沼の特徴(面積、深さ、標高)の比較



## ◆世界のおもな湖沼と琵琶湖の特徴（面積、深さ、標高）の比較



## 琵琶湖の価値

琵琶湖の豊かな自然環境としての価値、水源としての価値を守り育てることは、健全な生態系と安全・安心な水環境のため、とても重要です。

また、日々の暮らしの中で、私たちは琵琶湖の水産業の場としての価値、観光資源としての価値、学術研究の場としての価値に触れ、その恩恵を受けています。これらは人の暮らしと琵琶湖の関わりを再認識させてくれる大切な琵琶湖の価値です。

## ●古代湖としての価値

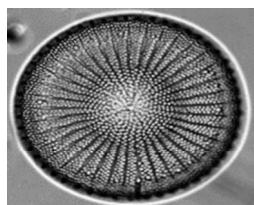
<琵琶湖博物館>

琵琶湖はおよそ440万年の歴史をもつ古代湖です。琵琶湖周辺から三重県伊賀市付近の丘陵に、湖沼や河川で堆積した古琵琶湖層群という地層が分布しています。この一連の地層は堆積年代によって分布地が異なっていますが、途切れずに現在の琵琶湖湖底の堆積物まで積み重なっています。その中で最も古い地層付近で見つかった火山灰層の年代とその下にある地層の厚さから、およそ440万年前である事が明らかになりました。また、これまで、琵琶湖の固有種は現在の琵琶湖が形成されはじめたおよそ100万年前に誕生したと考えられていましたが、DNA分析の結果から種類によってはそれ以前に誕生した可能性が出てきています。まさに、生息する固有の生物の進化の舞台となっています。

## ◆琵琶湖水系に生息する固有種

### プランクトン（2種）

- スズキケイソウ
- ニッポンイトケイソウ



### 寄生動物（5種）

- 条虫類（2種）
- 鉤頭虫類（1種）
- 線虫類（1種）
- 吸虫類（1種）

### 水草（2種）

- ネジレモ
- サンナンモ



### 魚類（16種）

- |        |          |
|--------|----------|
| ビワマス   | ニゴロブナ    |
| アブラヒガイ | ビワコオオナマズ |
| ビワヒガイ  | イワトコナマズ  |
| ホンモロコ  | イサザ      |

スゴモロコ  
ヨドゼゼラ  
ワタカ  
ゲンゴロウブナ

ビワヨシノボリ  
ウツセミカジカ  
オオガタスジシマドジョウ  
ビワコガタスジシマドジョウ



ニゴロブナ



ホンモロコ

## 底生動物（39種）

- オオツカイメン
- ビワオオウズムシ
- ビワカマカ
- ナリタヨコエビ
- ビワコエグリトリビケラ
- ナガタニシ
- ビワコミズシタダミ
- フトマキカワニナ
- タテヒダカワニナ
- ハベカワニナ
- イボカワニナ
- ヤマトカワニナ
- カゴメカワニナ
- シライシカワニナ
- オウミガイ
- ヒロクチヒラマキガイ
- タテボシガイ
- ササノハガイ
- マルドブガイ
- セタシジミ
- カワムラヒメウズムシ
- イカリビル
- アナンデールヨコエビ
- ビワコシロカゲロウ
- ホソマキカワニナ
- クロカワニナ
- ナンゴウカワニナ
- モリカワニナ
- ナカセコカワニナ
- オオウラカワニナ
- タテジワカワニナ
- タケシマカワニナ
- カドヒラマキガイ
- イケショウガイ
- オトコタテボシガイ
- メンカラスガイ
- オグラヌマガイ
- カワムラマメシジミ
- コバヤシミジンツボ



セタシジミ



アナンデールヨコエビ

出典 : J. Nakajima (2012) Zootaxa 3586: 103 - 130

H. Kawanabe, M. Nishino and M. Maehata (eds.) (2012)

'Lake Biwa: Interactions between Nature and People' .

Springer

## ●水源としての価値

<琵琶湖保全再生策課>

府県名	琵琶湖からの給水人口 (H25)
滋賀県	1,168,950 人
京都府	1,807,760 人
大阪府	8,840,928 人
兵庫県	2,756,558 人
合計	14,574,196 人



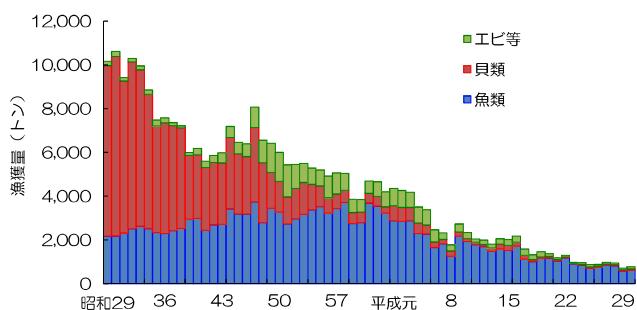
## ● 水産業の場としての価値

<水産課>

コアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスなどの魚類をはじめ、セタシジミ、スジエビなど、平成30年(2018年)には770(外来魚を除く)トンの水揚げがありました。これは、前年から57トンの増加で、コアユやエビ類の増加によるものです。

琵琶湖の魚介類は独特の漁法で獲られ、ふなずしなどのなれすしや湖魚の佃煮、あめのうお御飯などの伝統食として、本県の産業や食文化を支えています。

### ◆ 類別漁獲量の推移



## ● ラムサール条約登録湿地としての価値

<自然環境保全課>

琵琶湖は、平成5年(1993年)に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地となりました。平成20年(2008年)には、県内最大の内湖である西の湖および長命寺川が拡大登録されました。



ラムサール条約登録湿地（西の湖）

## ● 観光資源としての価値

<観光振興局>

琵琶湖は20箇所を超える水泳場を有するとともに、湖上遊覧、ウォータースポーツなどの場となっています。

また、周辺の美しい自然環境と相まって、本県にとってかけがえのない観光資源であり、滋賀県全体では年間約5,395万人の観光客(令和元年速報値)が訪れています。



## ● 学術研究の場としての価値

<環境政策課>

琵琶湖は生物・生態系、湖底遺跡などの学術研究の場となっており、本県の試験研究機関だけでなく、大学なども研究機関を設置し、各種研究を行っています。

## ● 祈りと暮らしに関わる遺産としての価値

<文化財保護課>

古来、水は穢れを除き、病を癒すものとして祀られてきました。仏教の普及とともに東方の瑠璃色に輝く「水の浄土」の教主である薬師如来が広く信仰され、琵琶湖は「水の浄土」として見立てられました。その周囲には多くの寺社が建立され今日も多くの人々の心を引き付けています。また、琵琶湖の周囲で営まれる人々の暮らしの中には、山から水を引いた古式水道や湧き水を使いながら汚さないルールが伝わっています。湖辺の集落や湖中の島では、鮎すしなどの独自の食文化やエリなどの漁法が育まれました。水郷や水辺の景観は古くから芸術や庭園に取り上げられ、近年では水と人の営みが調和した文化的景観として現代の人々を引き付けています。

琵琶湖とその水辺景観には日本人の高度な「水の文化」の歴史が集積されています。



竹生島の夕景

# 卷末資料③ 滋賀の環境のあゆみ

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1950(昭25)	・琵琶湖が我が国初の国定公園に指定(7月)	・「文化財保護法」制定(5月)
1953(昭28)	・台風により琵琶湖水位プラス 100cm(9月)	
1956(昭31)		・「工業用水法」制定(6月)
1957(昭32)	・大中の湖干拓着手(5月)	・「自然公園法」制定(6月)
1958(昭33)	・比叡山ドライウェイ開通(4月)	・「公共用水域水質保全法」、「工場排水規制法」制定(12月)
1959(昭34)	・クロステリウム大繁殖で京都市水道でろ過障害 台風による豪雨で琵琶湖水位プラス 100cm(8月)	
1960(昭35)	・農薬PCPで魚、シジミ被害(7月) 琵琶湖水政対策本部設置	
1961(昭36)	・瀬田川洗堰完成(6月) 豪雨で琵琶湖水位プラス 110 cm(6月)	
1962(昭37)	・農薬PCPによる魚介類の被害4億円に(7月)	・「ばい煙排出規制法」制定(6月) ・レイチェル・カーソン「沈黙の春」出版
1963(昭38)	・北湖一円にコナダモ繁茂	
1964(昭39)	・琵琶湖大橋完成(9月) 「鳥獣保護事業計画」策定(4月)	
1965(昭40)	・「自然公園条例」制定(12月) 豪雨で琵琶湖水位プラス 102cm(9月)	
1966(昭41)	・木ノ浜湖岸埋立完工(2月)	
1967(昭42)	・大中の湖干拓完成(10月)	・「公害対策基本法」制定(8月)
1968(昭43)	・米原町でアシチモン公害発生 びわこ博覧会開催(9月)	・「大気汚染法」、「騒音規制法」制定(6月)
1969(昭44)	・「公害防止条例」制定(3月) ・琵琶湖にカビ臭発生、京都市水道で初めてかび臭いと苦情(5月) ・大津市公共下水道が供用開始(4月)	・初の「公害白書」発表(5月)
1970(昭45)	・県「公害対策室」設置 京都、大津、大阪の水道で異臭、約400件もの苦情殺到(6月)	・「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」制定等公害関係 14 法案成立(12月)
1971(昭46)	・琵琶湖鳥獣保護区設定(12月)	・「悪臭防止法」制定(6月) 環境庁発足(7月)
1972(昭47)	・「琵琶湖環境保全対策本部」設置 草津でPCB公害(3月) ・志賀町沖で局部的な赤潮(4月) 琵琶湖に環境基準設定(4月) ・「琵琶湖環境保全対策」策定(5月) 「自然保護憲章」制定(10月) ・「公害防止条例」全面改正(12月) ・水質汚濁防止法施行に伴い、「上乗せ条例」制定(12月) ・「大気汚染防止法」の規定に基づく排出基準を定める条例」制定(12月)	・ローマクラブが「成長の限界」発表(2月) ・「自然環境保全法」制定(6月) ・「琵琶湖総合開発特別措置法」公布(6月) ・国連人間環境会議(ストックホルム会議)で「人間環境宣言」採択(6月) ・「琵琶湖総合開発計画」閣議決定(12月) ・国連環境計画(UNEP)設置(12月)
1973(昭48)	・琵琶湖にオオカナダモ大繁茂 彦根市沖に局部的な赤潮(7月) ・「琵琶湖環境保全対策本部」設置(8月) 「滋賀県自然環境保全条例」制定(12月)	・「ワシントン条約」採択(3月)
1974(昭49)	・県が初の「公害白書」発表 県「生活環境部」設置(4月)	
1975(昭50)	・彦根市沖で局部的な赤潮 「自然環境保全基本方針」公表(4月)	
1976(昭51)	・琵琶湖環境権訴訟提起(3月) ・草津市の戸井から高濃度の六価クロム検出(3月) 県人口 100 万人突破(7月)	・「振動規制法」制定(6月)
1977(昭52)	・環境公害課、県内4保健所に新設(4月) 草津市の水道でカビ臭発生(5月) ・ウログレナ赤潮大発生(5月) ブランクント異常発生対策連絡会議設置(5月) ・同発生調査委員会設置(6月) 湖南、彦根で初の光化学スモッグ注意報(8月) ・合成洗剤追放全国集会、大津で開催(10月) 県合成洗剤対策委員会設置(11月)	・「環境保全長期計画」策定(5月)
1978(昭53)	・赤潮発生中、湖水を導水していた志賀町の養殖池で魚のへい死事故発生(6月) ・びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議結成	
1979(昭54)	・「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)公布(10月)	
1980(昭55)	・「琵琶湖ABC作戦」(新琵琶湖環境保全対策)策定(3月) ・琵琶湖条例施行(7月) 全国生活排水対策連絡協議会、大津で設立総会(9月)	・「ラムサール条約」発効(10月) ・「ワシントン条約」、「ロンドン条約」発効(11月)
1981(昭56)	・「環境影響評価(アセスメント)要綱」制定(3月) ・環境庁主催「琵琶湖サミット」開催(7月) ・琵琶湖条例1周年を記念して、7月1日をびわ湖の日と決定(7月)	・環境庁「全国湖沼サミット」開催(9月) ・全国湖沼環境保全対策推進協議会設立(9月)
1982(昭57)	・琵琶湖流域下水道湖南中部処理区で一部供用開始(4月) 琵琶湖研究所発足(4月) ・琵琶湖の藻類が異常繁殖、湖岸一帯に漂着、水泳場一時閉鎖や悪臭問題が発生	・琵琶湖総合開発特別措置法改正、平成3年度まで延長(3月)
1983(昭58)	・愛東町で農村下水道第1号供用開始(7月) ・びわ湖フローティングスクール「うみのこ」就航、小学生による琵琶湖体験学習始まる(8月) ・南湖に初のオオコ発生(9月) ・トリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染発見	
1984(昭59)	・県衛生環境センター、琵琶湖の魚介類からCNP、NIP検出(6月) ・「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(風景条例)制定(7月)	・湖沼水質保全特別措置法制定(7月) ・第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(8月) ・「湖沼水質保全基本方針」閣議決定(12月)
1985(昭60)	・水質汚濁防止法施行令改正で窒素・リンを湖沼の生活環境項目として規制対象項目に追加指定されたのに伴い、一部排水基準を見直し(7月) ・県が「湖国百景」決定(6月)	・オゾン層保護のためのウインターリー条約採択(3月) ・琵琶湖が湖沼法による指定湖沼に閣議決定(12月)
1986(昭61)	・国際湖沼環境委員会(ILEC)設立(2月) ・滋賀県緑化基本構想「湖国のみどり2001構想」策定(4月) ・風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地域」の指定を告示、指定面積は琵琶湖全域と陸域を合わせ 74,000ha(8月)	・第2回世界湖沼会議(マキノウ・ミシガン州)開催(5月)
1987(昭62)	・湖沼法に基づき「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) 「自然保護計画」策定(4月) ・県公害対策審議会が地域環境計画を「湖国環境プラン」として答申、県決定(6月) ・水草・水の華対策検討委員会設置(9月) 南湖水質改善総合対策事業着手	・モントリオール外交会議で「オゾン層を破壊する物質」に関するモントリオール議定書採択(9月)
1988(昭63)	・「よみがえれ琵琶湖」署名運動、約34万人の署名を添えて県議会に早急に実効ある家庭排水対策求め る誓願書を提出、採択される(10月)	・「オゾン層保護法」制定(5月) ・第3回世界湖沼会議(パラトン湖沼・ハンガリー)開催(9月)
1989(平元)	・ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」策定(2月) ・北湖でアユ 400 万匹が変死、アユ固有のビプリオ菌が原因と判明(7月) ・南湖でコナダモが異常繁茂し、大量に湖岸に漂着、異臭を放つ(7月)	・「ハーグ環境会議宣言」採択(3月) ・「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択(3月)
1990(平2)	・彦根市や愛知川町の12 地点の井戸から有機塩素系化合物の四塩化炭素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが基準値を上回って検出 ・滋賀県で全国初の「環境生協」が旗揚げ(3月) ・県、琵琶湖の赤潮監視のための監視体制をスタート(4月) ・県が琵琶湖の総合的な保全をめざした新たな制度づくりのための「琵琶湖保全制度検討会」を設置(5月) ・「生活雑排水対策推進要綱」制定	・国際環境自治体協議会(ICLEI)設立(9月) ・第4回世界湖沼会議(杭州・中国)開催(9月) ・「地球温暖化防止行動計画」決定(10月)

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1991(平3)	・琵琶湖北湖でビコプランクトンが異常発生(6月) ・生態学琵琶湖賞第1回授賞式典開催(7月)	・「再生資源利用促進法」制定(4月)
1992(平4)	・「第2期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「瀬田川洗堰操作規則」制定(3月) ・ヨシ群落保全条例を施行(7月) ・ごみ散乱防止条例を施行(7月)	・ダブリン水会議(アイルランド)開催(1月) ・国連環境開発会議(地球サミット)で「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択(6月) ・「自動車NOx法」制定(6月) ・UNEP国際環境技術センター(大阪、滋賀)設置(10月)
1993(平5)	・琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に決定(6月) ・「公共工事の環境対策の手引」を制定(8月)	・第5回世界湖沼会議(ストレーサ・イタリア)開催(5月) ・「環境基本法」制定(11月)
1994(平6)	・「アジェンダ21滋賀」策定(4月) 「生物環境アドバイザーモード」導入(6月) ・琵琶湖北湖で初めてのアオコの発生(8月) 「環境にやさしい物品購入基本方針」策定(8月) ・琵琶湖の水位が基準面からマイナス 123 cm(観測史上最低水位)(9月)	・「環境基本法」に基づく「環境基本計画」閣議決定(12月)
1995(平7)	・UNEP国際環境技術センター開設(4月) ・県立大学に全国初の環境科学部を開設	・第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦・茨城)開催(5月) ・「容器包装リサイクル法」制定(6月) ・「生物多様性国家戦略」策定(10月)
1996(平8)	・「環境基本条例」、「生活排水対策推進条例(みずすまし条例)」、「上乗せ条例(小規模事業場の排水規制)」改正施行(7月) ・琵琶湖博物館が開館(10月)	・グリーン購入ネットワーク発足(2月)
1997(平9)	・「第3期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖総合開発事業」終結(3月) ・県「琵琶湖環境部」設置(4月) ・「滋賀県環境総合計画」を策定(10月) ・琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会が「琵琶湖水質保全対策行動計画」を策定(10月)	・第1回世界水フォーラム(マラケシュ・モロッコ)開催(3月) ・「環境影響評価法」制定(6月) ・「河川法」改正(環境保全を目的に追加)(6月) ・第7回世界湖沼会議(ラカル・アルゼンチン)開催(10月) ・地球温暖化防止京都会議(COP3)開催「京都議定書」採択(12月)
1998(平10)	・「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」を制定(2月) ・県工業技術総合センターが、都道府県としては初めてISO14001の認証を取得(3月) ・「環境自治推進員制度」を創設(7月) 「アドリングストップ条例」を制定(10月) ・「環境影響評価条例」制定(12月) 「滋賀県フロン回収・処理推進協議会」が設立(12月)	・「家電リサイクル法」制定(6月) ・「地球温暖化対策推進大綱」決定(6月) ・「地球温暖化対策推進法」制定(10月)
1999(平11)	・「地球温暖化防止対策地域推進第1次計画」を制定(11月) ・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立	・第8回世界湖沼会議(コペンハーゲン・デンマーク)開催(5月) ・「PRTR法」制定(7月)
2000(平12)	・県庁がISO14001の認証を取得(3月) ・「大気環境への負荷の低減に関する条例」を制定(3月) ・景観指針「淡海風景プラン」を策定(3月) ・「マザーリーク21計画」を策定(3月)	・第2回世界水フォーラム(ハーベ・オランダ)開催(3月) ・大津でG8環境大臣会合開催(4月) ・「グリーン購入法」「建設リサイクル法」制定(5月) ・「循環型社会形成推進基本法」、「食品リサイクル法」制定(6月) ・「新環境基本計画」決定(12月)
2001(平13)	・フロン回収認定店制度創設(1月) ・ISO14001に基づく滋賀県環境マネジメントシステムの認証取得範囲を地方行政機関に拡大(2月) ・環境こだわり農産物認証制度創設(4月) 「夢~舞めんと滋賀」開催(3/24~11/18) ・滋賀県緑化基本構想「淡海のみどり2010構想」策定(6月)	・環境庁、環境省へ昇格(1月) ・第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(11月) ・「自動車NOx・PM法」制定(6月)
2002(平14)	・ISO14001に基づく滋賀県環境マネジメントシステムの認証取得範囲を企業庁、試験研究機関、県立学校等に拡大(3月) ・「第4期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「廃棄物処理計画」策定(3月) ・「ごみ散乱防止条例」改正(罰則規定や清掃活動への参加指導等を追加)施行(4月) ・「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」策定(10月) ・「ヨシ群落保全条例」の改正(ヨシの有効な利用に関する事項の追加、規制対象行為の拡充)(12月)	・新「地球温暖化対策推進大綱」決定(3月) ・「新・生物多様性国家戦略」策定(3月) ・「土壤汚染対策法」制定(5月) ・「京都議定書」締結(6月) ・「自動車リサイクル法」制定(7月) ・持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)において、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」採択(9月) ・「自然再生推進法」制定(12月)
2003(平15)	・「環境こだわり農業推進条例」制定(3月) 「産業廃棄物税条例」制定(3月) ・「自然公園条例」の改正(特別地域における行為規制等を追加)(3月) ・「地球温暖化対策推進計画」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県立3病院に拡大(3月) ・「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」策定(9月) ・「環境こだわり農業推進基本計画」策定(12月)	・第3回世界水フォーラム(琵琶湖・淀川)開催(3月) ・「循環型社会形成推進基本計画」策定(6月) ・「環境保全活動・環境教育推進法」制定(7月) ・第10回世界湖沼会議(シカゴ・イリノイ州)開催(6月)
2004(平16)	・「琵琶湖森林づくり条例」制定(3月) 「環境学習の推進に関する条例」制定(3月) ・「新滋賀県環境総合計画」策定(3月) 「水辺エコトーンマスター・プラン」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県庁全機関に拡大(3月) ・「環境農業直接支払交付金制度」を創設(4月) ・都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」協議会の設置(4月) ・「ヨシ群落保全基本計画」改定(6月) 「環境学習推進計画」策定(10月) ・「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」策定(12月)	・「ヒートアイランド対策大綱」決定(3月) ・「外来生物法」制定(6月) ・「景観法」制定(6月)
2005(平17)	・「リサイクル製品認定制度」を創設(3月) ・滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所(6月) ・滋賀県環境学習支援センター開設(6月) ・「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定(7月)	・「京都議定書」発効(2月) ・愛・地球博(名古屋市)開催(3月~9月) ・「琵琶湖淀川流域圏の再生計画」策定(3月) ・「湖沼水質保全特別措置法」改正(6月) ・第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)開催(10月)
2006(平18)	・「国際湿地再生シンポジウム2006」において「湿地再生琵琶湖宣言」採択(1月) ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例」制定(3月) ・「第二次滋賀県廃棄物処理計画」策定(6月) 「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定(12月)	・第4回世界水フォーラム(メキシコシティ・メキシコ)開催(3月)
2007(平19)	・「野生動植物との共生に関する基本計画」策定(3月) ・「第5期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「滋賀県府地球温暖化対策実行計画」改定(9月)	・第12回世界湖沼会議開催(ジャイプール・インド)(10月) ・IPCCの第4次評価報告書(11月)
2008(平20)	・「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定(3月) 「滋賀県環境学習推進計画」改定(3月) ・「第二次緑化基本計画」策定(3月)	・神戸でG8環境大臣会合開催(4月)
2009(平21)	・「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」策定(2月) ・「第三次滋賀県環境総合計画」策定(12月)	・第5回世界水フォーラム(イスタンブール・トルコ)開催(3月) ・第13回世界湖沼会議開催(武漢・中国)(11月)

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
2010(平22)	・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(2月) ・ヨシ群落保全基本計画」(2月) ・新しい滋賀県環境マネジメントシステム構築(2月) ・UNEP国際環境技術センター滋賀事務所廃止(3月) ・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定(3月) ・滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ・滋賀県農業・水産業温暖化対策総合戦略」策定(3月) ・「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ・「マザーレイク21計画(第2期)」改定(10月)	・生物多様性条約第10回目締約国会議(略称:COP10)(名古屋市) 開催(10月) ・関西広域連合発足(12月)
2011(平23)	・「ヨシ群落保全基本計画」(2月) ・新しい滋賀県環境マネジメントシステム構築(2月) ・UNEP国際環境技術センター滋賀事務所廃止(3月) ・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定(3月) ・滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ・滋賀県農業・水産業温暖化対策総合戦略」策定(3月) ・「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ・「マザーレイク21計画(第2期)」改定(10月)	・国際森林年 ・第14回世界湖沼会議開催(オースティン・米国)(11月)
2012(平24)	・滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定(3月) ・「第6期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「マザーレイクフォーラム」設立(3月)	・第6回世界水フォーラム開催(マルセイユ・フランス)(3月) ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)で成果文書「我々の求める未来」採択(6月) ・先進陸水海洋学会日本大会開催(大津)(7月) ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(7月) ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9月) ・「地球温暖化対策のための税」施行(10月)
2013(平25)	・「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定(3月) ・「内湖再生全体ビジョン」策定(3月) ・「淡海環境プラザ」設立(草津市矢橋町)(4月) ・湖南省友好提携30周年記念事業(次世代を担う子どもたちの友好交流の実施など)(8月)	・「小型家電リサイクル法」(4月) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(5月) ・ストックホルム条約第6回締約国会議、バーゼル条約第11回締約国会議及びロッテルダム条約第6回締約国会議、並びに第2回3条約拡大合同締約国会議(ExCOPs2)の開催(ジュネーブ・スイス)(5月) ・国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)(ワルシャワ・ポーランド)(11月)
2014(平26)	・「琵琶湖環境研究推進機構」発足(4月) ・「第四次滋賀県環境総合計画」策定(10月) ・「滋賀県環境学習等推進協議会」発足(10月)	・第15回世界湖沼会議開催(ペルージャ・イタリア)(9月) ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議(愛知県名古屋市、岡山市)(11月)
2015(平27)	・「生物多様性しが戦略」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり条例」改正(3月) ・「滋賀県水源森林地域保全条例」制定(3月) ・「滋賀県産業振興ビジョン」策定(3月)	・第7回世界水フォーラム開催(テグ市およびキョンジュ市・韓国)(4月) ・「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定(4月) ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」制定(9月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(パリ・フランス)(11月)「パリ協定」採択(11月)
2016(平28)	・「第三次滋賀県環境学習推進計画」策定(3月) ・「しがエネルギービジョン」策定(3月) ・「滋賀県こだわり農業推進基本計画」策定(3月) ・「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月) ・琵琶湖博物館第1期リニューアルオープン(C展示室・水族展示)(7月)	・「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定(4月) ・富山でG7環境大臣会合開催(5月) ・「パリ協定」発効(11月) ・気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・马拉ケシュ)(11月) ・第16回世界湖沼会議開催(インドネシア・パリ)(11月)
2017(平29)	・「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定(3月) ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定(3月) ・「滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画」策定(3月) ・国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室の開設(4月)	・気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(ドイツ・ボン)(11月)
2018(平30)	・「滋賀県災害廃棄物処理計画」策定(3月) ・びわ湖フローティングスクール2代目「うみのこ」就航(6月) ・湖沼水環境保全に関する自治体連携・設立宣言(10月) ・琵琶湖博物館第2期リニューアルオープン(ショップ)(3月) ・琵琶湖博物館第2期リニューアルオープン(レストラン・別館)(4月) ・琵琶湖博物館第2期リニューアルオープン(ディスカバリーーム・おとなのディスカバリー)(7月) ・琵琶湖博物館第2期リニューアルオープン(樹冠トレイン)(11月)	・第8回世界水フォーラム開催(ブラジリア・ブラジル)(3月) ・「第五次環境基本計画」策定(4月) ・「気候変動適応法」制定(6月) ・第17回世界湖沼会議開催(霞ヶ浦・茨城)(10月) ・「気候変動適応計画」策定(11月) ・「気候変動適応法」施行(11月) ・「国立環境研究所気候変動適応センター」設置(12月) ・気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)(カトヴィツェ・ポーランド)(12月)
2019 (平31・令元)	・「滋賀県気候変動適応センター」設置(1月) ・「琵琶湖と共生する農林水産業」が日本農業遺産に認定(2月) ・「第五次滋賀県環境総合計画」策定(3月) ・琵琶湖北湖で觀測史上初の全層循環未完了(4月) ・「ビワイチ」がナショナルサイクルルートに指定(11月)	・「食品ロス削減推進法」策定(5月) ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第49回総会(京都)(5月) ・「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(6月) ・G20サミット(大阪)(6月) ・国連気候変動サミット(ニューヨーク・米)(9月) ・気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)(マドリード・スペイン)(12月)
2020(令2)		

# お問い合わせ先

◆琵琶湖環境部	TEL	◆地方行政機関	TEL
○環境政策課	077-528-3354	○南部環境事務所	077-567-5444
○琵琶湖保全再生課	077-528-3460	○甲賀環境事務所	0748-63-6134
○温暖化対策課	077-528-3493	○東近江環境事務所	0748-22-7758
○循環社会推進課	077-528-3471	○湖東環境事務所	0749-27-2255
○下水道課	077-528-4211	○湖北環境事務所	0749-65-6650
○森林政策課	077-528-3911	○高島環境事務所	0740-22-6066
○森林保全課	077-528-3931	○西部・南部森林整備事務所	077-527-0655
○自然環境保全課	077-528-3481	西部・南部森林整備事務所高島支所	0740-22-6029
○全国植樹祭推進室	077-528-3971	○甲賀森林整備事務所	0748-63-6116
		○中部森林整備事務所	0748-22-7718
		○湖北森林整備事務所	0749-65-6616

◆公社・財団等	TEL	◆環境関連機関	TEL
○公益財団法人 国際湖沼環境委員会	077-568-4567	○琵琶湖環境科学研究センター	077-526-4800
○滋賀県地球温暖化防止活動推進センター（淡海環境保全財団内）	077-569-5301	○琵琶湖博物館	077-568-4811
○公益財団法人 淡海環境保全財団	077-569-5301	琵琶湖博物館環境学習センター	077-568-4818
○公益社団法人 滋賀県環境保全協会	077-525-2061	○南部流域下水道事務所	
○公益財団法人 滋賀環境事業公社	0748-88-9191	（湖南中部浄化センター）	077-564-1900
		湖西担当（湖西浄化センター）	077-579-4611
		○北部流域下水道事務所	
		（東北部浄化センター）	0749-26-6633
		高島担当（高島浄化センター）	0740-22-5255
		○衛生科学センター	077-537-3050
		○工業技術総合センター	077-558-1500
		○東北部工業技術センター	0749-62-1492
		○農業技術振興センター	0748-46-3081
		○畜産技術振興センター	0748-52-1221
		○水産試験場	0749-28-1611

## 滋賀の環境 2020 (令和2年版環境白書)

令和2年(2020年) 月発行

編集・発行 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3354  
FAX 077-528-4844  
E-mail de00@pref.shiga.lg.jp  
印刷 ○○○○会社

広告

広告

## みなさんのご意見をお寄せください

滋賀の環境 2020（令和2年版環境白書）をご利用いただきありがとうございました。

今後の環境白書作成の参考とさせていただきますので、本書に関するご意見、ご感想、お気づきの点などをお寄せいただきますようお願いします。

あて先 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1  
TEL 077-528-3354 FAX 077-528-4844  
E-mail de00@pref.shiga.lg.jp